

議員提出議案第1号

監査の適正化問題等調査特別委員会設置決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年3月4日 提出

提出者	琴浦町議会議員	青 亀 壽 宏
賛成者	同	高 塚 勝
	同	井 木 裕
	同	福 本 まり 子
	同	押 本 昌 幸
	同	角 勝 計 介
	同	大 平 高 志

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

監査の適正化問題等調査特別委員会設置決議（案）

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり監査の適正化事務、固定資産税の同和減免及び同和対策に係る問題について調査を行うものとする。

記

1 調査項目

- (1)適正監査の実施に関する事項
- (2)固定資産税の同和減免に関する事項
- (3)同和対策事業や議会に対する介入に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第98条及び琴浦町議会委員会条例第5条の規定により委員6名で構成する「監査の適正化問題等調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査期限

「監査の適正化問題等調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中でも調査を行うことができる。

[理由]

- 1 平成31年6月議会で琴浦町議会は監査委員に対して琴浦町が行っている同和対策事業について監査を請求した。監査結果が9月議会に報告されたが監査結果に対する質疑が成り立たず、日を改めた上で質問項目を事前通告した質疑においても十分な監査結果を確認することができなかった。監査請求したにも関わらず解明できなかった問題点の調査は議会の責務となっている。
- 2 固定資産税の同和減免は、平成31年3月議会において減免要綱の廃止が決議されたが、平成31年度に入るや、議会が廃止を議決したにもかかわらず減免が行政主導で実行された。固定資産税の減免は地方税法によれば「特別な事情のある者」と個人を想定しており、行政区を一律に減免することはできない。これは税の賦課・徴収を怠る危険性が強いものであり、厳格な調査が必要である。
- 3 平成30年6月議会の一般質問において議員が固定資産税の同和減免対象「行政区はどこか」と聞いたことが問題になり、執行部が議会放映のカットや、「差別事象報告書」の提出を要求するなど議会に対する介入が繰り返された。また、議員に対する「民間運動団体」の干渉が行われるなど議会の自主性と独立が危機に瀕する事態が起こっており、二元代表制の地方議会の権能を確保するためにも原因の究明と対策は急務となっている。

以上